

第 33 回全国都市緑化よこはまフェア応援イベント設定要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、第 33 回全国都市緑化よこはまフェア応援イベント（以下「応援イベント」という。）について、応援イベントの設定に関し必要な事項を定め、「第 33 回全国都市緑化よこはまフェア」（以下「フェア」という。）の PR やフェアの開催機運の盛り上げを企業等の協力により行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 企業、市民団体、学校等をいう。
- (2) 応援イベント 第 33 回全国都市緑化よこはまフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）と連携しながら、フェアの PR や開催機運の盛り上げを図るイベント等をいう。

(設定基準)

第 3 条 実行委員会が応援イベントの申請を審査し、設定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請イベント等が、フェアの PR やフェアの開催機運の盛り上げにつながると認められること。
- (2) 申請した企業等が、申請イベント等を自主的、自律的に実施する能力を有すること。
- (3) 申請イベント等の実施時期、実施場所が確定していること。
- (4) その他、実行委員会が不適切と認める事項がないこと。

(設定の制限)

第 4 条 次の各号に掲げる事項に該当する場合、実行委員会は応援イベントの設定を行わないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合
- (4) 応援制度等として、そのイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (6) 暴力団を利するおそれがある行事等又は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が主催する行事等であると認められる場合
- (7) その他不適切な利用が行われるおそれがある場合

(申請)

第 5 条 応援イベントの設定を申請する企業等は、実行委員会に対し、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 第 33 回全国都市緑化よこはまフェア応援イベント設定申請書（様式 1）
- (2) 第 33 回全国都市緑化よこはまフェア応援イベント概要等説明書（様式 2）
- (3) 広報物の素案（ロゴマークを使用する場合のみ）

(設定)

第 6 条 実行委員会は、第 3 条の設定基準に基づく審査を行い、応援イベントとして設定するときは、申請者に第 33 回全国都市緑化よこはまフェア応援イベント設定通知書（様式 3）をもって通知する。

2 前項の設定にあたり、実行委員会は、応援イベントの実施状況の把握のため必要な条件を

付することができるものとする。

(設定の変更)

第7条 応援イベントの設定をされた企業等（以下「設定企業等」という。）は、設定された応援イベントの内容に大幅な変更が生じた場合は、その都度実行委員会に文書で変更内容を申し出るものとする。

(期間)

第8条 設定の期間は、応援イベントの設定をした日から、応援イベントの終期または平成29年6月4日のいずれか早い時期までとする。

なお、設定期間は、第33回全国都市緑化よこはまフェア応援イベント設定通知書に記載された期間が優先する。

(ロゴマークの使用)

第9条 設定企業等が、応援イベントを実施するにあたり、別表に定めるロゴマークを使用することができる。

2 設定企業等が応援イベントを実施するにあたり、ロゴマークを使用する場合には、別途定める「第33回全国都市緑化よこはまフェア 応援イベントロゴマーク使用取扱要領」（以下「取扱要領」という。）を遵守するものとする。

(設定の取消)

第10条 設定企業等の活動が次の項目に該当した場合、実行委員会は、応援イベントの認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の設定基準に反していることが明らかになった場合
- (2) 取扱要領第4条の規定に反していることが明らかになった場合
- (3) 第4条の設定の制限に該当するに至った場合
- (4) 応援イベントとしてふさわしくない行為等があった場合

2 前項の設定の取り消しは、第33回全国都市緑化よこはまフェア応援イベント設定取消通知書（様式4）をもって通知する。

(連携協力)

第11条 設定企業等が、応援イベントで実行委員会の名義を使用する場合には、「連携協力」の名称を使用できるものとする。

2 「連携協力」の名称を使用する場合は、「連携協力：第33回全国都市緑化よこはまフェア実行委員会」とする。

3 実行委員会の名義を使用する場合は、申請時に提出する申請書（様式1）により申し出るものとする。

(応援イベントの広報)

第12条 実行委員会は、応援イベントとして設定したときは、イベント名称等を実行委員会のWebサイトに掲載するものとする。

2 前項で掲載対象となる設定企業等でホームページへの掲載を希望しない場合は、申請時に提出する申請書（様式1）により申し出るものとする。

第13条 この要綱に定めるもののほか、応援イベントの設定に関し必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

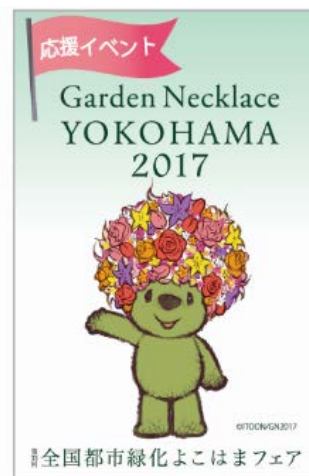
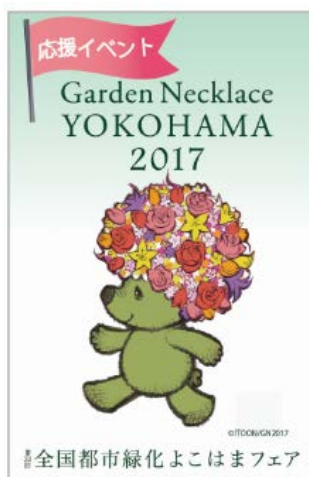
附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行する。

(別表)

○よこはまフェア応援イベントロゴマーク

(カラー)



(モノクロ)

